

令和2年2月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年2月25日（火）午後3時～午後4時20分
2. 場 所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名
1番 海老川正文委員 2番 川崎一男委員 3番 島卷賢二委員
4番 谷村眞一委員 5番 尾崎考平委員 6番 西岡豊委員
7番 藤岡義博委員 8番 阿野田久志委員 9番 山崎修委員
4. 欠席委員 10番 石建加世子委員
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹
6. 議 案 第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 買受適格証明願について
その他の件 (安芸郡市先進地視察研修報告)

(開会時刻午後1時30分)

議 長 (会長の挨拶)
ただいまから2月定例総会を開会致します。
事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局 はじめに、諸般の報告をいたします。農業委員の出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会議事規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。本日、石建委員より欠席の旨の連絡がありましたので、御報告いたします。推進委員は 植田推進委員・黒岩推進委員から欠席の連絡をいただいております。出席者数は、10名中8名となっております。

なお、本日の議案は、第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 買受適格証明願について

その他の件

の順となっております。
以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは1番 海老川委員、2番 川崎委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農用地利用集積計画について議題といたします。議事に入る前に事務局より資料の訂正の報告がありますのでお願いします。

事務局 (資料の訂正報告)

議長 それでは、この件につきまして産業振興課 田村氏より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 田村 第1号議案農用地利用集積計画について、説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借の設定になります。借受人は
さん、貸付人は同じく さんで、場所は
町字 番、同 番、字 番、同 番、
同 番、字 番、字 番、登記地目は田、
現況地目も田、地積は7筆の合計が6,354㎡となっております。

設定する利用権の種類は使用貸借で、設定期間は令和2年4月21日から令和12年4月20日までの10年間です。説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

推進委員 第1号議案農用地利用集積計画について、証言させていただきます。2月19日午後1時より申請者の妻と石建委員と私の3人で現地を確認しました。山下 字 の2筆の場所は 川を国道から1kmくらい行った上流にありまして、道の両脇に2・3軒家がありますがそこを東に行くと橋があります、さらに橋から東に150m程行きますとその田があります。字 の3筆の場所はこれから更に4km上流に行ったところに の集落がありますが、この一番始めの道を西に100m程行ったところに貸付人の家がありその家の前にその田があります。字 はこれから下流に300mくらい行ったところに集落に入る橋があり、その橋のもとに田があります。更にその道を200mくらい下ったところから山に30mくらい上がると の田があります。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。農用地利用集積計画についての市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議長 続きまして、第2号議案 番号1農地法第4条許可申請の件について議題といたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局

番号1の申請地は 町字 番、同 番で、登記地目はいずれも 田、現況地目 休耕田、地積がそれぞれ 598 m²と 9.91 m²の計 607.91 m²で、昨年度の平成30年8月総会で農用地区域からの除外の申請を承認し、昨年の9月に県の同意を受けて除外が完了したところより農用地区域外です。本申請は、 町の さんの太陽光発電施設の設置についての転用申請です。

以上については、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

2番
川崎

第2号議案 番号1農地法第4条許可申請について証言いたします。
申請地は 町の西の市道を国道より300mくらい北へ行ったところを と 集落が分かれる道がありまして、集落へ行く道を100mくらい行ったところが申請地です。詳細については事務局が説明したとおりであります。

議長

ただいまの証言について、ご質問はありませんか。

(なし)

議長

何かございませんか。無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議 長 それでは、第3号議案番号1 農地法第5条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号1について説明いたします。申請地は 町字
番、登記地目 畑、現況 畑、面積が188㎡で農用地区域外であります。
本申請は、 さんから さんへの駐
車場設置のための売買による権利の移転についての申請です。
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件
の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので調査書に沿って
説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、
説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番 番号1について説明いたします。申請地につきましては
島 巻 がございます。この の敷地に接した南側の畑が申請地で
す。譲受人は の代理店をしており、市道を挟んですぐ隣の畑ですので
これを駐車場にするとのことです。2月19日午後1時に久保推進委員事務局富
士原次長、代理人の小倉行政書士と私の4人で現地を確認しました。事務
局からも説明がありましており、周囲を宅地に囲まれていることから駐
車場にしても何等問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙
手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きまして、第3号議案番号2 農地法第5条許可申請の件について議題
といたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第3号議案番号2について説明いたします。申請地は 字 番
同 番、登記地目はいずれも田、現況地目もそれぞれ田、面積が430㎡
と790㎡の計1,220㎡で農用地区域外であります。本申請は、
さんから さんへの太陽光発電施設設置
のための売買による権利の移転についての申請です。
以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件
の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので調査書に沿って
説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、
説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

6 番 番号2について証言いたします。内容等につきましては、先程事務局より
西 岡 説明がありましたので省略させていただきます。申請地の場所につきましては
は から南へ約500mくらい上がったところにございまし
て、先程事務局より説明がありましたが周辺は遊休地ばかりでありまして、
一部隣に一カ所耕作している田がありますが何等問題ないと思いますので
よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙
手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。
この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第4号議案 番号1について説明いたします。申請地は 町字
番 で、面積が661㎡で農用地区域外であり、登記地目 田、現況 宅地
となっています。 さんの所有地です。非農地となった時期
及び理由ですが、昭和56年頃、工事の残土場として土木会社に協力し、その
後、原状復帰が不可能であったことから、35年前の昭和59年12月頃に、
家屋を建てたとのことより、農地への復旧が困難となっているとの事です。
事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がご
ざいました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番 番号1について説明いたします。申請地につきましては、 の上流
島 巻 でございまして を4.5kmくらい行きますと という集落があ
ります。そこの入り口の に面したところでは、2月19日申請人の妻と久保
推進委員、事務局富士原次長と私の4人で現地を確認しました。申請地は事務局
の説明のとおり完全に宅地となっており、非農地であります。よろしく願いい
たします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(無し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして第5号議案 番号1 買受適格証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第5号議案 番号1について説明いたします。申請地は 町字
番 で、面積が4,069㎡で農用地区域であり、登記地目は田、現況 田となっ
ています。申請人は さんで申請理由ですが、資料1をご覧ください。

また、買受適格証明については、農地法の第3条の許可要件と同じ基準で
判断することとなっているため、
同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書にそって説
明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がご
ざいました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

5 番 第5号議案について説明します。2月13日午後1時30分に事務局富士原
尾 崎 次長と黒岩推進委員と私の3人で現場を確認しました。場所は 橋の東詰
めの市道を5km程上がったところに の集落があります。その集落に入
ってちょっと行ったところに川に向いて降りる細い道があり、そこを降りた
ところに橋があります。その橋を渡った突き当たり真正面あたりが申請地で
す。また、2月20日に 集落にある申請者の所有農地の現地確認を行いました。
事務局の調査書のとおりでありますので、審議の方をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。
何かございませんか。

(意見交換)

議長 その他にご意見・ご質問はございませんか。
無いようでございますのでお諮りします。第5号議案 買受適格証明の交付
に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成 4人)

議長 賛成少数であります、よって第5号議案は否決されました。
そのため、買受適格証明を交付しないことに決定致します。

議長 続きまして、その他の件について議題とします。
この件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 先週2月21日(金)、令和元年度安芸郡市農業委員会協議会の視察研修
に私と阿野田委員、福富推進委員、中島推進委員、海老川委員の計5名で
参加させていただきました。

香川県の三豊市農業委員会さんへ遊休農地解消対策についての研修でし
た。参加者は、安芸郡市の9市町村の農業委員会から計34名の参加があり
ました。香川県三豊市に到着後、三豊市役所にて三豊市農業委員会さんよ
り資料2によるご説明をいただきその後、意見交換等を行いました。

(参加委員さんからの視察の報告)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの報告について、ご質問はあり
ませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、その他何かありませんでしょうか。なければ事務局より
その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (事務連絡)

議 長

他に何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで、
締めさせていただきます。閉会の挨拶を川崎職務代理よりお願いします。

(川崎職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後4時20分)